

園芸施設共済の拡充について

～農業用ハウスの災害への備えは園芸施設共済への加入～

農林水産省

園芸施設共済の加入促進イメージ

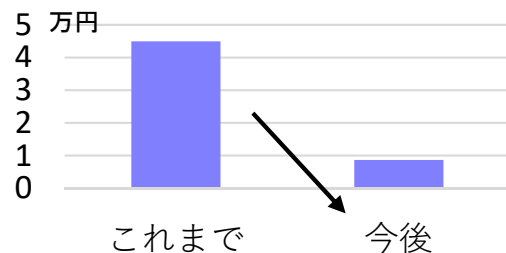
集団加入メリット措置の導入

集団加入に適した割引パッケージ

- ① 小規模被害を補償範囲から除外し掛金を下げる
- ② 耐用年数を大幅に超過した施設を補償範囲から除外し掛金を下げる
- ③ 施設を補強したら掛金を割り引く
- ④ JA等が一斉受付を行い、確実な集団加入が見込める場合掛金を割り引く

最大で掛金を3割以下に

〔 農業者の掛金
4.5万円 → 0.9 ~ 1.3万円 〕



※経営規模：パイプハウス15a (全国平均)

生産出荷団体等による集団加入促進

JA、農業法人協会、集荷業者、直売所等(全体で9割のシェア)と共済組合が、

- ① 共済の集団加入、
- ② 施設補修の促進等

に関する**協定**を締結

集団加入パッケージを強力に推進

集団加入促進を担保する措置

- ① 国の補助・融資金利における共済加入の要件化
- ② 協定を締結すれば、補助事業採択時のポイントを加算
- ③ ハウス建築業者の補助事業入札参加条件に「共済組合と連携して加入推進を図ること」を追加
- ④ 都道府県のハウス被害防止計画で地方公共団体単独事業の共済加入の要件化を推進

自家消費
だけの農
家を除き
対象農家
の大宗を
共済加入
に導く

園芸施設共済における掛金の割引について(経営規模:パイプハウス15a(全国平均))

掛金の割引措置		割引前 約4.5万円
20万円/棟以下の小規模被害を補償から除外	▲70%	▲3.2万円
耐用年数(パイプハウスで10年)を2.5倍以上経過した施設を補償から除外	▲20%※	▲0.3万円
施設の補強(太いパイプへの交換、これと同等の強度への補強)	最大▲15%	最大▲0.2万円
一斉受付での大宗の農業者の集団加入	▲5%	▲0.1万円
※ 除外対象となる施設の設置割合(パイプハウスの全国平均)		割引後 0.9~1.3万円